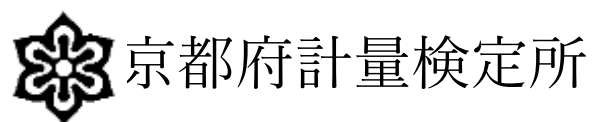


令和 6 年 度

計 量 年 報



は　じ　め　に

計量制度は、社会生活や経済活動の根幹として、皆様の日常生活から産業や科学技術に至るまで密接に関わり、経済の発展と文化の向上に欠くことのできない重要なものです。

京都府では、計量法に基づき、その理念である経済の発展及び文化の向上とともに消費者利益の確保を基本とし、国際化、高度情報化、技術革新への対応を進め、「正確な計量器の供給」、「正確な計量器の使用」、「適正な計量管理システムの確保」、「計量思想の普及」などの事業及び施策を推進しています。

この「計量年報」は、令和6年度に当検定所にて実施した計量業務などの実績についてその概要をまとめたものです。

引き続き、本府の計量行政に御理解と御協力をいただきますようお願いいたしますとともに、この「計量年報」を皆様の参考資料として御活用願えれば幸いに存じます。

目 次

I 総 説.....	1
1 沿 革.....	1
2 組織と主要分掌事務.....	2
3 土地及び建物	3
4 検定検査用設備機械器具	5
5 歳入歳出実績	6
II 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査.....	8
1 届 出.....	8
2 登 録.....	11
3 指 定.....	13
4 立 入 検 査（法第 148 条）	15
III 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査.....	16
1 検定及び装置検査	16
2 基準器検査.....	19
IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査.....	20
1 定期検査	20
2 計量証明検査	24
3 立入検査	25
V 量目の検査及び指導.....	27
1 量目立入検査	27
2 試買検査	28
VI 計量制度の普及啓発事業.....	29
1 計量記念日事業.....	29
2 計量教室の開催.....	29
3 消費生活展.....	30
4 講習会への講師の派遣.....	30
VII 計量関係団体への支援.....	31

I 総 説

1 沿 革

京都においては、古くから、ものさし、ます、はかりなどが作られ、それが全国的な基準となり全国に普及していきました。江戸時代には幕府の統轄機関として神家秤座、福井家枰座があり、西国を管掌していました。

その後、社会の近代化とともに明治8年に度量衡取締条例(太政管達)、明治24年に度量衡法、昭和26年に計量法が制定され、さらに、平成4年に①国際化への対応、②技術革新への対応、③消費者利益の確保を柱とした改正計量法が公布、平成5年11月1日から施行され、社会生活の基本的制度として今日に至っています。

本府は、上記の歴史的経過を背景に計量器の製造、販売業者が多く、明治26年に常置度量衡器検定所の設置以来、社会の進展に応じて正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するために計量行政組織の拡充、強化を図ってきました。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる「地方分権一括法」により、計量行政は国の機関委任事務から自治事務となり、地域社会に即した計量行政の推進という求めにも的確に対応できることとなりました。

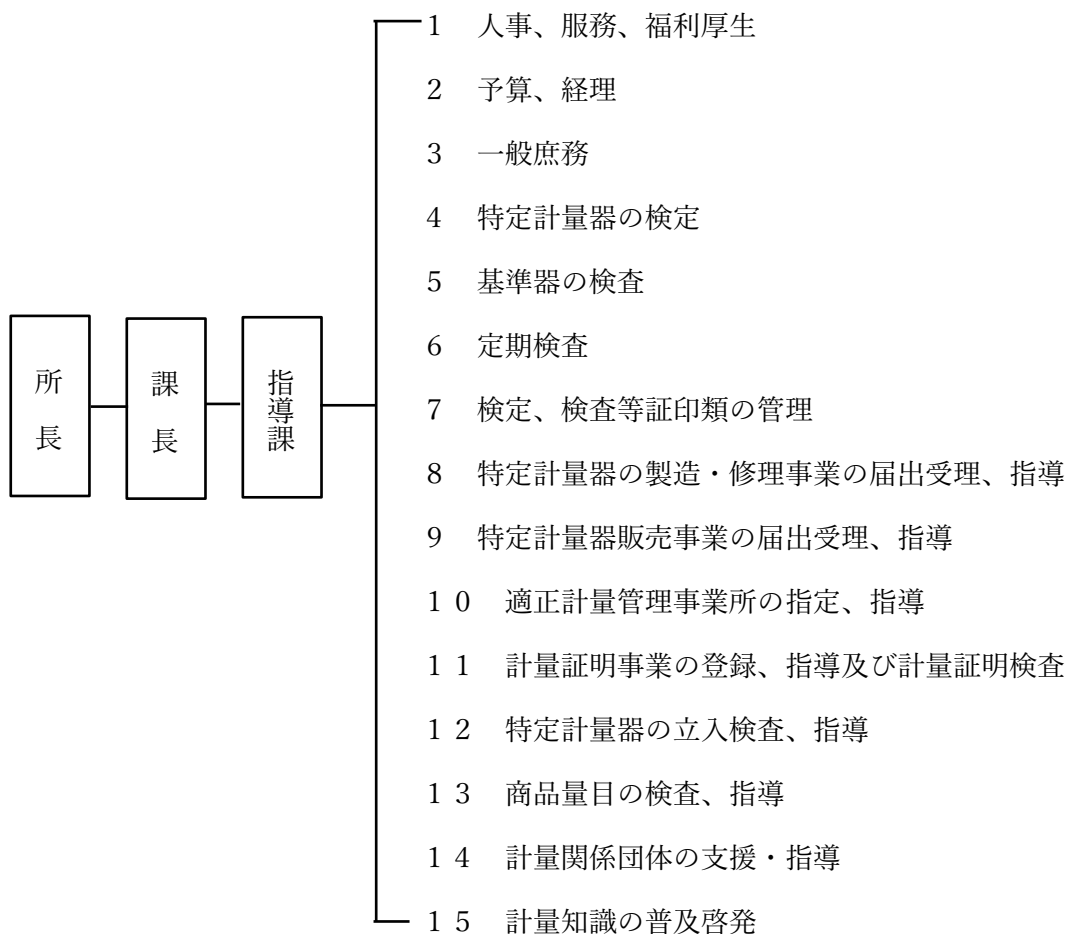
なお、平成21年4月に指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を行い、同年5月から定期検査・計量証明検査及び検定・基準器検査等の観測業務の委託を開始しました。

平成28年4月には京都市計量検査所の廃止に伴い、当所において京都市の計量業務を受託し、実施することとなりました。

明治26年	4月	京都府常置度量衡器検定所設置
37年	10月	内務部第4課に権度係設置
38年	4月	内務部に権度課設置
39年	11月	度量衡器検定所を府庁構内に新築
昭和4年	9月	内務部商工水産課権度係に組織替
10年	1月	経済部商工水産課権度係に組織替
23年	8月	商工部商工課権度係に組織替
30年	11月	京都府計量検定所設置
35年	1月	庶務課、業務課を設置
39年	4月	庶務課、業務第一課、業務第二課の3課制となる。
43年	4月	庶務課、検定第一課、検定第二課、検査課の4課制となる。
45年	4月	府庁本館新築のため仮庁舎を現在地に建設し移転
49年	8月	計量検定所新庁舎完成
56年	4月	会計規則による公所指定
57年	6月	検査課を指導検査課と改称、次長制の設置

- 平成 12 年 4 月 計量行政が機関委任事務から自治事務となる。
- 21 年 4 月 次長制の廃止、指導課の 1 課制となる。
- 一般社団法人京都府計量協会を指定定期（計量証明）検査機関として指定
- 21 年 5 月 一般社団法人京都府計量協会に検査・検定等の観測業務を委託
- 28 年 4 月 京都市の計量業務を受託

2 組織と主要分掌事務



人員配置

令和 6 年 4 月 1 日時点

職名 課名	所長	課長	専門幹	主査	技師	副主査 (再任用)	会計年度 任用職員	計
指導課	1	1	2	3	1	2	8	18

一般計量教習終了者 7 名

3 土地及び建物

所在地 京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431

敷 地 1,277.56 m²

建 物 本 館 鉄筋コンクリート 3 階建

床面積 299.01 m² 延面積 890.84 m²

自動車車庫 鉄骨スレート葺 21.60 m²

自転車置場 アルミ波板葺 18.94 m²

◎主な付帯設備

高圧受変電設備 1 式

受検器物運搬用昇降リフト 1 基

はかり検定用天井走行クレーン 1 基

◎主な室の面積

事務室（所長室を含む） 136.00 m²

はかり検定室 104.00 m²

タクシメーター装置検査場 94.15 m²

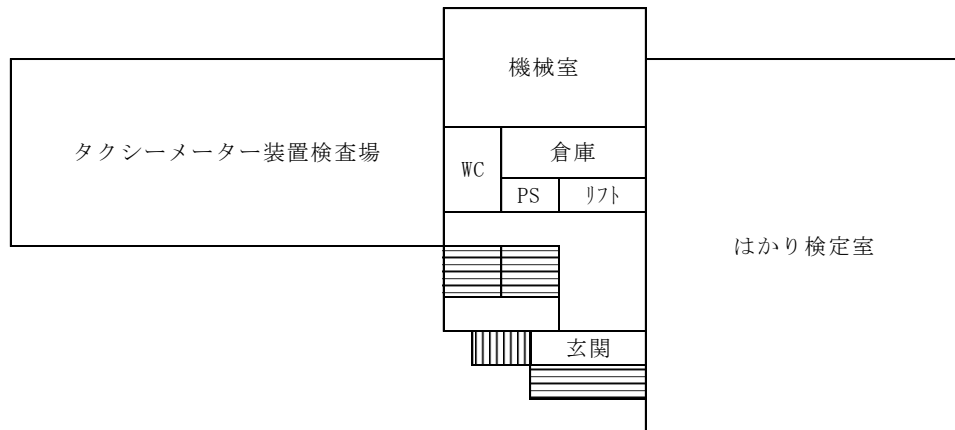
圧力計・体積計検定室 77.00 m²

会議室 65.00 m²

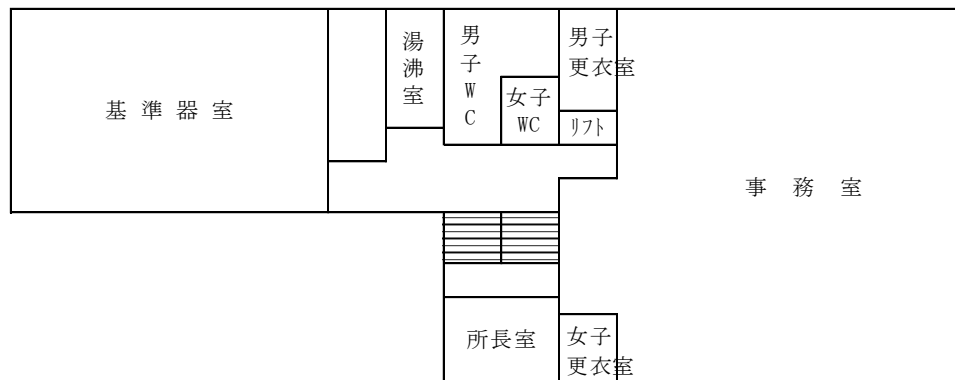
基準器室 62.65 m²

◎ 平面図

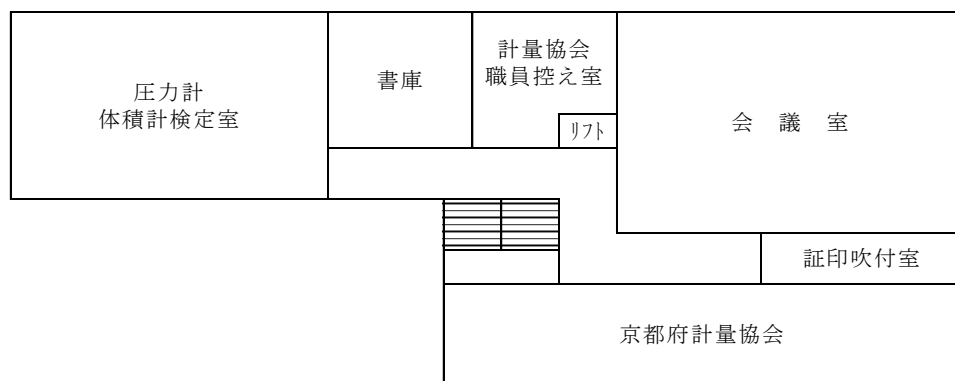
1 階



2 階



3 階



4 検定検査用設備機械器具

(1) 基準器

品 名	数量	品 名	数量
基準巻尺	2 個	液体メーター用基準タンク	3 個
タクシメーター装置検査用基準器	3 個	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	2 個
特級基準分銅	4 組	基準液柱型圧力計（血圧計用）	1 個
一級基準分銅	1 1 組	基準重錘型圧力計（パスカル対応）	4 個
二級基準分銅	4 組	基準酒精度浮ひょう	1 組
基準ガラス製温度計	4 組	基準密度浮ひょう	4 個
基準全量フラスコ	1 0 個	基準台手動はかり	1 個
基準ビュレット	5 個		

(2) 検定検査用主要機器

品 名	数量	品 名	数量
タクシメーター装置検査用回転数計	3 個	定盤	1 6 個
圧力計（タクシメーター用）	3 個	チェーンブロック	1 個
電気式質量比較器	1 1 個	証印吹付器	1 個
実用基準分銅	1 7 7 個	簡易フォークリフト	1 個
実用基準分銅（連鎖式）	1 式		

(3) 公用車

小型貨物自動車 1 台

5 歳入歳出実績

(歳 入)

(単位：円)

科 目		区 分	金 額
(款)	使用料及び手数料		
	(項) 手 数 料	1 計量器検定手数料	10,910,690
	(目) 商 工 手 数 料	● 計量器検定手数料	9,380,750
	(節) 商 工 業 手 数 料	● 計量器定期検査手数料	0
		● 基準器検査手数料	1,529,940
		● 計量証明事業計量器検査手数料	0
		2 計量関係事業者登録等手数料	505,170
		● 指定製造事業者指定検査手数料	434,820
		● 適正計量管理事業所指定検査手数料	10,140
		● 計量証明事業登録等手数料	60,210
		3 その他の証明事務手数料	27,200
		計	11,443,060
	(項) 使 用 料		344,030
	(目) 商 工 使 用 料		
	(節) 計量検定所使用料		
(款)	諸 収 入		
	(項) 雑 入	1 計量器出張検定納付金	718,420
	(目) 雑 入	2 大型はかり出張検査等旅費納付金	0
	(節) 納 付 金	3 大型はかり検査用分銅等運搬費納付金	0
		計	718,420
合 計			12,505,510

(歳 出)

(単位：円)

科 目		金 額
(款) 商 工 費	(節) 報 償 費	131,420
(項) 商 工 業 費	旅 費	1,184,690
(目) 計 量 検 定 費	需 用 費	4,745,483
	役 務 費	1,812,050
	委 託 料	59,032,360
	使用料及び賃借料	75,480
	負担金、補助及び 交 付 金	28,000
	公 課 費	6,600
合 計		67,016,083

※報酬、共済費、賃金は本庁所管のため、計上していません。

Ⅱ 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

1 届 出

(1) 特定計量器製造・修理事業

特定計量器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、製造は経済産業大臣に、修理は都道府県知事に届け出なければならない。(法第40条、46条)

なお、経済産業大臣宛ても当検定所経由で処理しています。

事業者数等は表1～3のとおりです。

表1 処理件数及び届出製造事業者（本府に主たる事業場を有する者）・届出修理事業者数

区 分	製 造					修 理				
	処理件数			事業者数		処理件数			事業者数	
	新規	廃止	変更	6年度末 現 在	5年度末 現 在	新規	廃止	変更	6年度末 現 在	5年度末 現 在
タクシメーター				1	1		1	3	12	13
質量計等		15		18	33		5	3	39	44
温度計										
水道メーター		1	4	5	6					
温水メーター			1	1	1					
燃料油メーター			12	12	12			1	10	10
液化石油ガスメーター		1	1		1					
ガスメーター				2	2					
排ガス積算体積計等										
排水積算体積計等			2	3	3					
量器用尺付タンク										
密度浮ひょう等										
圧力計（血圧計除く）								2	4	4
血圧計								2	2	2
積算熱量計			1	1	1					
濃度計				12	12				7	7
合 計	0	17	21	55 (23)	72 (23)	0	6	11	74 (39)	80 (40)

※法令上の区分をまとめて記載しているため、事業者数は延べ数。

※同一の事業者が複数の事業区分に届出をしているため、()内に届出事業者の実数を記載。

表2 届出製造事業者（本府に主たる事業場を有する者）及び届出修理事業者の分布状況

区分 市町村	製 造		修 理		合 計	
	事業者	事業場	事業者	事業場	事業者	事業場
京 都 市	17	19	27(5)	27	44(5)	46
福 知 山 市	1	2	1	4	2	6
舞 鶴 市			4(1)	4	4(1)	4
綾 部 市	1	1	1	1	2	2
宇 治 市	1	1	2	2	3	3
宮 津 市					0	0
亀 岡 市					0	0
城 陽 市					0	0
向 日 市			1	1	1	1
長岡京市					0	0
八 幡 市	1	1			1	1
京田辺市					0	0
京丹後市			1	1	1	1
南 丹 市					0	0
木津川市			1	1	1	1
大山崎町					0	0
久御山町	1	2	1	1	2	3
井 手 町					0	0
宇治田原町					0	0
笠 置 町					0	0
和 束 町					0	0
精 華 町					0	0
南山城町					0	0
京丹波町	1	1			1	1
伊 根 町					0	0
与謝野町					0	0
合 計	23	27	39(6)	42	62(6)	69

※() 内は府外に本社を有する事業者の内数。

表3 府外の届出製造事業者であって、本府に事業場を有する者

区 分	事 業 者 数		事業者及び事業場の名称（所在地）
	6 年度末現在	5 年度末現在	
燃料油メーター	4(1)	4(1)	(株)タツノ 福知山営業所（福知山市）
液化石油ガスメーター	1(1)	1(1)	(株)タツノ 福知山営業所（福知山市）
質量計	1(1)	1(1)	(株)クボタ 京都事業所（八幡市）

※法令上の区分をまとめて記載しているため、事業者数は延べ数。

※同一の事業者が複数の事業区分に届出をしているため、() 内に届出事業者の実数を記載。

(2) 特定計量器販売事業

特定計量器のうち表4に掲げるものの販売（輸出のための販売を除く）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、販売をする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。（法第51条）

事業者数等は表5のとおりです。

表4 事業の区分及び略称

区 分	略 称
非自動はかり（計量法施行令第14条各号に掲げる特定計量器（家庭用特定計量器）を除く）、分銅及びおもり	質 量 計

表5 処理件数及び事業者・店舗数

区分	処 理 件 数				6年度末現在		
	新規	廃止	変更	証明書 発行	事業者数	不明 事業者数	店舗数
質量計	2	6	18	2	278	96	556

※不明事業者数は、現地調査を含む調査結果による数値。

2 登 録

(1) 計量証明事業

ア 一般計量証明（長さ、質量、面積、体積、熱量）及び環境計量証明（濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。（法第 107 条）
処理件数及び事業者数は表 6・7 のとおりです。

イ 登録事業者に対して、適正な計量証明の実施を確保するため、事業規程の見直し、計量証明に使用する特定計量器等の設備及び管理状況並びに計量方法等についての指導に努めました。

ウ 計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成 5 年通商産業省告示第 549 号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象として講習会及び試験（主任計量者試験）を 4 回実施しました。

講習・試験の結果は表 8 のとおりです。

表 6 処理件数及び事業者数

区 分		処 理 件 数							事業者数
		新規	廃止	変更	事業譲渡	登録証再交付	登録簿閲覧	登録簿謄本交付	6 年度末現在
一 般	質 量		2	33		1			95
	体 積								2
	小 計	0	2	33	0	1	0	0	97(97)
環 境	濃 度		1	29					20
	特定濃度			13					2
	音 圧	1	1	14					8
	振 動		1	9					6
	小 計	1	3	65	0	0	0	0	36(22)
合 計		1	5	98	0	1	0	0	133(119)

※同一の事業者が複数の区分に登録しているため、()内に登録事業者の実数を記載。

表7 地域別事業者数

区分 市町村	一 般		環 境				合計
	質 量	体 積	濃 度	特定濃度	音 圧	振 動	
北 区							0
上 京 区							0
左 京 区							0
中 京 区			2	1	2	2	7
東 山 区							0
山 科 区	1		1		1		3
下 京 区			1				1
南 区	13		5		1	1	20
右 京 区	1		1				2
西 京 区					1		1
伏 見 区	23		4		2	2	31
京都市計	38	0	14	1	7	5	65
福知山市	3						3
舞鶴市	6	2	2				10
綾部市	2						2
宇治市	2						2
宮津市	3						3
亀岡市	3						3
城陽市	2						2
向日市	2						2
長岡京市	3						3
八幡市	8						8
京田辺市	4		1				5
京丹後市	2						2
南丹市							0
木津川市	4		1				5
市部計	44	2	4	0	0	0	50
大山崎町			1				1
久御山町	4						4
井手町							0
宇治田原町	2						2
笠置町							0
和束町							0
精華町	1		1	1	1	1	5
南山城村							0
京丹波町	5						5
伊根町							0
与謝野町	1						1
郡部計	13	0	2	1	1	1	18
6年度末現在	95	2	20	2	8	6	133

表 8 一般主任計量者の講習・試験の結果

実施年月日	事業区分	申込者数	受験者数	合格者数
令和 6 年 7 月 9 日	質量	5	5	4
令和 6 年 9 月 25 日	質量	1	1	1
令和 6 年 12 月 3 日	質量	6	6	4
令和 7 年 2 月 12 日	質量	9	9	9
合 計		21	21	18

(2) 計量士

計量士になろうとする者は、計量器の検査その他計量管理を行うために必要な知識経験を有する者として、計量士の区分に従い経済産業大臣の登録を受けることができる。(法第 122 条)

新規登録の処理件数は次のとおりです。

区 分		処理件数
環境計量士（濃度関係）	1 濃度に関する計量士	9
環境計量士（騒音・振動関係）	2 音圧レベル及び振動加速度レベルに関する計量士	3
一般計量士	前 2 号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士	4

3 指 定

(1) 指定製造事業

届出製造事業者のうち、一定水準の製造・品質管理能力を有する事業場（工場）については、法令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣の指定を受けることができる。(法第 16 条、96 条)

また、指定を受けた事業場（工場）が製造した型式承認を受けた特定計量器は、検定証印に代えて、経済産業省令で定める表示（本年度中に付した個数：304,442 個）を付すことにより、取引・証明に使用することができる。(法第 16 条、96 条)

指定の申請は、指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事（電気計器にあっては経済産業局長）を経由して経済産業大臣へ申請書を提出し、申請した届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、事業の区分に応じて都道府県知事又は日本電気計器検定所の検査を受けなければならない。(法第 91 条第 2 項) また、指定を受けた事業者は、品質管理の方法等を変更した場合は、経済産業大臣に変更届を提出し、必要に応じて知事の検査を受けなければならない。(法第 94 条)

指定状況及び変更の処理件数は次のとおりです。

事業所名	事業区分	指 定 日	処理件数
アズビル京都(株)	水道メーター第二類	平成10年11月2日	0
	積算熱量計	平成22年8月27日	0
(株)トミナガ	自動車等給油メーター	平成30年3月27日	1
(株)島津製作所 分析計測事業部	濃度計第一類	平成12年4月3日	0
	質量計第一類	平成14年1月25日	1
関西ガスメータ(株)	ガスメーター第一類	平成14年3月15日	1
	ガスメーター第二類	平成14年3月15日	1
(株)クボタ 精密機器事業ユニット 精密機器製造部 京都事業所	質量計第一類	令和7年1月15日	1

(2) 適正計量管理事業所

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うもの（計量管理の方法等について都道府県知事又は特定市町村長の検査を受け適合したもの）は、経済産業大臣（国の事業所）又は都道府県知事（国の事業所以外の事業所）の指定を受けることができる。

（法第127条）

指定を受けた事業所は、使用する特定計量器について、定期検査の受検義務が免除されます。

なお、届け出た計量管理の方法の遵守ほか、検査を行った特定計量器の数等の報告（年1回）及び届出事項に変更が生じたときの変更の届（その都度遅滞なく）等が必要となります。

* 知事指定の事業所数等は次のとおりです。

処 理 件 数			事 業 所 数
新 規	廃 止	変 更	6 年度末現在
1 (1)事業所	7 (12)事業所	58 (213)事業所	818

※()内は延べ事業所数

4 立入検査 (法第 148 条)

(1) 製造・修理事業者

届出製造・修理事業者に対して、検査設備・検査義務の実施状況等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、必要に応じて指導を行いました。

区 分	タクシーメーター	質 量 計	自 重 計	濃 度 計
事業者数	修理 2	製造 2 修理 3	修理 2	製造 1

※指定製造事業者は(4)に記載

(2) 計量証明事業者

一般計量証明事業者、環境計量証明事業者に対して、事業規程の遵守、計量証明検査の受検状況等について立入検査を行い、必要に応じて指導を行いました。

検査事業者数は次のとおりです。

区 分	一 般	環 境
事業者数	11	7

※再立入含む

(3) 適正計量管理事業所

適正計量管理事業所に対して、計量士による特定計量器の検査の状況、計量管理の実施状況等について立入検査を行い、必要に応じて指導を行いました。

本年度は 10 事業所(特定市(京都市) 5、特定市以外 5)、業種別では製造業 3 事業所、ガス業 3 事業所、流通業 4 事業所に対して立入検査を行いました。

(4) 指定製造事業者

指定を受けた届出製造事業者に対して、品質管理の方法に関する基準の遵守、特定計量器の製造に係る基準適合義務の実施方法等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、必要に応じて指導を行いました。

検査事業者数は次のとおりです。

区 分	濃度計	質量計	ガスメーター	自動車等 給油メーター	水道メーター	積算 熱料計
事業者数	0	2	0	1	1	0

Ⅲ 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 検定及び装置検査

取引又は証明に使用する特定計量器は、検定又は検査に合格したものでなければ使用してはならない（法第 16 条）

検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所または指定検定機関のいずれかに、装置検査は都道府県知事に申請しなければならない。（法第 70 条）

検定及び装置検査の実績は表 9・10 のとおりです。

表9 特定計量器検定・装置検査実績

区 分 種 類		製 造 又 は 輸 入			修 理 又 は 使 用 中			合 計		
		検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)
タシメーター	(装置検査)				8,126	2	5,769,460	8,126	2	5,769,460
質量計	電気抵抗線式はかり	84	0	1,647,870	41	0	117,500	125	0	1,765,370
	誘電式はかり							0	0	0
	電磁式はかり							0	0	0
	その他の電気式はかり							0	0	0
	手動天びん							0	0	0
	等比皿手動はかり							0	0	0
	棒はかり							0	0	0
	その他の手動はかり							0	0	0
	ばね式はかり							0	0	0
	手動指示併用はかり							0	0	0
	その他の指示はかり							0	0	0
	分銅							0	0	0
温度計	ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く)							0	0	0
体積計	水道メーター(口径 ≤ 40 mm)							0	0	0
	水道メーター(口径 > 40 mm)							0	0	0
	自動車等給油メーター				661	0	1,383,490	661	0	1,383,490
	小型車載燃料油メーター	19	0	39,710	91	0	192,140	110	0	231,850
	大型車載燃料油メーター				50	0	114,090	50	0	114,090
	簡易燃料油メーター							0	0	0
	微量燃料油メーター							0	0	0
	定置燃料油メーター				4	0	12,470	4	0	12,470
	液化石油ガスメーター				16	0	104,020	16	0	104,020
	都市ガス用ガスメーター (使用最大流量 ≤ 6 m ³ /h)							0	0	0
	都市ガス用ガスメーター (使用最大流量 > 6 m ³ /h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター (使用最大流量 ≤ 2.5 m ³ /h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター (使用最大流量 > 2.5 m ³ /h)							0	0	0
熱量計	積算熱量計							0	0	0
密度 浮ひよう	耐圧密度浮ひよう以外の密度浮ひよう							0	0	0
	耐圧密度浮ひよう							0	0	0
アネロイド 型圧力計	アネロイド型血圧計以外の アネロイド型圧力計							0	0	0
	アネロイド型血圧計							0	0	0
浮ひよう型 比重計	比重浮ひよう							0	0	0
	重パーメ度浮ひよう							0	0	0
	日本酒度浮ひよう							0	0	0
合 計		103	0	1,687,580	8,989	2	7,693,170	9,092	2	9,380,750

表 1 0 特定計量器検定・装置検査の数

種 類 区 分	6 年 度		
	検定個数	不合格個数	手数料
タクシーメーター（装置検査）	8,126	2	円 5,769,460
非自動はかり	125	0	1,765,370
分 銅			
ガラス製温度計 （ガラス製体温計を除く）			
水道メーター			
燃料油メーター	825	0	1,741,900
液化石油ガスメーター	16	0	104,020
ガスメーター			
積算熱量計			
アネロイド型圧力計 （アネロイド型血圧計を除く）			
浮ひょう型比重計			
合 計	9,092	2	9,380,750

2 基準器検査

検定、定期検査等に使用する計量器（基準器）のうち、都道府県知事が検査を行うことになっているものは表 1 1 のとおりであり、検査に合格した基準器には基準器検査証印が付され、基準器検査成績書が交付されます。（法第 102 条、基準器検査規則第 5 条）

基準器検査の実績は表 1 2 のとおりです。

表 1 1 都道府県知事が検査を行う基準器

長さ基準器	タクシメーター装置検査用基準器
質量基準器	ひょう量が 2 トン以下の手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の 4,000 分の 1 以上のもの
	ひょう量が 5 トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の 2 万分の 1 以上のもの
	一級基準分銅・二級基準分銅・三級基準分銅
体積基準器	基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の 1 回転につき 20 リットル以下の湿式のもの
	全量が 1,000 リットル未満の液体メーター用基準タンクであって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの
	全量が 25 リットル以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの

表 1 2 基準器検査実績

種 類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
タクシメーター装置検査用基準器	2	0	27,320
基準台手動はかり	2	0	7,950
基準分銅	1,016	1	1,180,200
基準湿式ガスメーター	9	0	168,840
液体メーター用基準タンク (水道メーター用に限る)	0	0	0
液体メーター用基準タンク (水道メーター用を除く)	11	0	145,630
合 計	1,040	1	1,529,940

IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

1 定期検査

取引又は証明に使用する特定計量器のうち、その構造及び使用状況からみて、その性能及び器差について、定期的に検査を行うことと規定されている計量器(質量計2年に1回)は、都道府県知事又は特定市町村長(定期検査に代わる計量士による検査も可)が行う検査を受けなければならない。(法第19条)

なお、平成21年度から、京都府の指定を受けた一般社団法人京都府計量協会が検査を実施し、平成28年度からは、京都市域についても実施しています。(年度毎に区を分けて実施)

検査実績は、表13～16のとおりです。

定期検査年度別区域(京都市以外)

奇数年	市域	舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市
	町村域	久御山町、井手町、宇治田原町、伊根町、京丹波町、与謝野町
偶数年	市域	福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、京丹後市、木津川市
	町村域	大山崎町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

表13 定期検査の種類別成績

		検査個数	不合格個数	手数料
はかり	電気抵抗線式はかり	4,555	68	9,184,900
	誘電式はかり	258	1	435,940
	電磁式はかり	499	0	1,040,860
	その他の電気式はかり	0	0	0
	手動天びん	0	0	0
	等比皿手動はかり	9	0	4,590
	棒はかり	5	0	1,250
	その他の手動はかり	384	2	290,270
	ばね式はかり	1,427	4	727,690
	手動指示併用はかり	54	0	27,540
	その他の指示はかり	4	0	12,840
	計	7,195	75	11,725,880
分銅・おもり	分銅	357	0	3,570
	定量おもり	4	0	40
	定量増おもり	1,958	0	19,580
	計	2,319	0	23,190
合 計		9,514	75	11,749,070

表 1 4 定期検査の種類別検査個数

区分 市町村	電気抵抗線式 はかり	誘電式 はかり	電磁式 はかり	その他の 電気式 はかり	手動 天びん	等比皿 手動 はかり	棒 はかり	その他の 手動 はかり	ばね式 はかり	手動指 示併用 はかり	その他の 指示 はかり	小計	分銅	定量 おもり	定量増 おもり	小計	合計
京 都 市	2,824	121	283	0	0	8	2	170	809	38	1	4,256	260	2	888	1,150	5,406
福 知 山 市	342	20	40	0	0	1	1	41	86	5	1	537	39	1	211	251	788
綾 部 市	145	6	13	0	0	0	1	30	84	1	0	280	6	1	152	159	439
亀 岡 市	272	45	30	0	0	0	1	29	63	0	1	441	0	0	137	137	578
向 日 市	87	5	27	0	0	0	0	5	46	3	0	173	15	0	31	46	219
長岡京市	170	22	26	0	0	0	0	14	56	5	0	293	27	0	74	101	394
京丹後市	263	9	29	0	0	0	0	32	135	2	1	471	10	0	163	173	644
木津川市	241	18	20	0	0	0	0	35	100	0	0	414	0	0	182	182	596
市 部 計	4,344	246	468	0	0	9	5	356	1,379	54	4	6,865	357	4	1,838	2,199	9,064
大 山 崎 町	19	0	6	0	0	0	0	3	2	0	0	30	0	0	15	15	45
笠 置 町	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	9	0	0	0	0	9
和 束 町	88	0	2	0	0	0	0	14	19	0	0	123	0	0	56	56	179
精 華 町	54	12	21	0	0	0	0	11	10	0	0	108	0	0	49	49	157
南 山 城 村	14	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	22	0	0	0	0	22
町村部計	180	12	30	0	0	0	0	28	42	0	0	292	0	0	120	120	412
合 計	4,524	258	498	0	0	9	5	384	1,421	54	4	7,157	357	4	1,958	2,319	9,476

該当年度外 補充検査	31	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	38	0	0	0	0	38
総 計	4,555	258	499	0	0	9	5	384	1,427	54	4	7,195	357	4	1,958	2,319	9,514

表 1 5 定期検査の検査個数の推移

区分 市町村	検 査 個 数			不 合 格 個 数		
	6 年度	4 年度	2 年度	6 年度	4 年度	2 年度
京 都 市	5,406	5,716	5,675	42	48	26
福 知 山 市	788	762	761	13	6	7
綾 部 市	439	418	430	2	1	1
亀 岡 市	578	564	521	3	3	3
向 日 市	219	190	198	2	1	0
長 岡 京 市	394	320	343	0	0	1
京 丹 後 市	644	681	706	8	15	8
木 津 川 市	596	590	594	4	1	4
市 部 計	9,064	9,241	9,228	74	75	50
大 山 崎 町	45	45	32	0	0	0
笠 置 町	9	10	15	1	0	0
和 束 町	179	188	212	0	1	0
精 華 町	157	146	134	0	0	1
南 山 城 村	22	22	19	0	1	1
町村部計	412	411	412	1	2	2
合 計	9,476	9,652	9,640	75	77	52

該当年度外 補充検査	38	76	75	0	5	1
総 計	9,514	9,728	9,715	75	82	53

表 1 6 定期検査の検査戸数の推移

区分 市町村	検 査 戸 数			不 合 格 戸 数		
	6 年度	4 年度	2 年度	6 年度	4 年度	2 年度
京 都 市	1,794	1,842	1,849	34	33	20
福 知 山 市	235	234	247	8	6	7
綾 部 市	140	135	138	2	1	1
亀 岡 市	180	177	175	3	2	3
向 日 市	69	56	62	2	1	0
長 岡 京 市	116	110	115	0	0	1
京 丹 後 市	234	233	237	5	9	7
木 津 川 市	187	193	193	3	1	2
市 部 計	2,955	2,980	3,016	57	53	41
大 山 崎 町	22	19	14	0	0	0
笠 置 町	7	8	8	1	0	0
和 束 町	82	84	88	0	1	0
精 華 町	47	46	44	0	0	1
南 山 城 村	14	14	13	0	1	1
町村部計	172	171	167	1	2	2
合 計	3,127	3,151	3,183	58	55	43

該当年度外 補充検査	21	21	20	0	1	1
総 計	3,148	3,172	3,203	58	56	44

2 計量証明検査

計量証明事業者は、事業登録を受けた日から特定計量器の種類により、法令で定める周期ごとに都道府県知事が行う検査を受けなければならない。（法第 116 条）

質量計については、京都府の指定を受けた一般社団法人京都府計量協会が検査を実施しています。

法令で定める周期は表 1 7、検査実績は表 1 8 のとおりです。

表 1 7 計量証明事業に係る特定計量器及び周期

種 類	周 期
質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）	2 年
皮革面積計	1 年
騒音計	3 年
振動レベル計	3 年
濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょうを除く）	3 年

表 1 8 計量証明検査実績

種 類			検 査 個 数	不 合 格 個 数
一 般	質量計	非自動はかり	8	0
		分銅及びおもり	0	0
	計		8	0
環 境	騒音計		0	0
	振動レベル計		0	0
	濃度計		0	0
	計		0	0
合 計			8	0

※環境計量器については、全数が計量法 116 条第 1 項第 1 号に該当し、計量証明検査の受検実績はなかった。

3 立入検査

正確な計量器（特定計量器以外のものを含む。）による適正な計量を確保することは、商工業の適切な経営と消費者保護のために欠かせない重要なことです。計量器を取引又は証明に使用する事業所などにおいて、不適正な計量器を排除するとともに、適正な計量の実施について指導を行いました。

（１）特定計量器（質量計）の検査

本年度は、４市２町の２１店舗において、食肉、魚介、青果物等の食料品及びその他の消費生活物資を製造又は販売している事業所等で使用されている質量計の立入検査を行い、定期検査の未受検など不適正使用を防止するとともに適正な計量の実施について指導を行いました。

検査結果は次のとおりです。

検査地域	検査戸数	検査個数	不合格 個数	不適正使用個数					
				定検	水平	零点	据付	その他	合計
京都市	13	42	11	11	0	0	0	0	11
亀岡市、城陽市、南丹市 宇治田原町、京丹波町	11	42	7	1	6	0	0	0	7
合 計	24	84	18	12	6	0	0	0	18

（２）特定計量器（検定の有効期間のあるもの）の検査

検定又は装置検査の有効期間が定められているタクシメーター、水道メーター、燃料油メーター等の特定計量器について随時検査を行い、有効期間を経過しているもの、検定証印等が脱落しているものなどの不適正使用を防止するとともに、適正な計量の実施について指導を行いました。

ア 水道メーター

京都市を除く全市町村に対して、立入検査の実施に代わり、有効期限の管理状況について報告を求めました。

報告実績は次のとおりです。

報告地域	報告 事業所数	不適合 事業所数	報告個数	不適合個数
京都市 以外	25	3	（台帳検査） 426,321	234

イ ガスメーター

本年度は、4市の18事業所において検査を行いました。

検査実績は次のとおりです。

検査地域	検査 事業所数	不合格 事業所数	検査個数	不合格個数
京都市	3	1	(台帳検査) 56,337 (外観検査) 14	9 (台帳検査・有効期限切れ)
舞鶴市、八幡市 木津川市	15	0	(台帳検査) 10,740 (外観検査) 77	0 (台帳検査・有効期限切れ)
合 計	18	1	(台帳検査) 67,077 (外観検査) 91	9 (台帳検査・有効期限切れ)

ウ 燃料油メーター、タクシーメーター

本年度の実績は0件でした。

V 量目の検査及び指導

1 量目立入検査

商店、スーパーマーケット等において食料品、その他の日常生活消費物資の量目（商品の真実の量に対する表示量の誤差）について、立入検査を行いました。検査の結果、不適正計量商品のあった事業者には、嚴重注意の上、不適正商品群について再計量を指示するとともに、全事業者に対して風袋量の確実な設定等指導を行いました。

なお、本年度は7地区（京都市域内2、京都市域外5）の20店舗において立入検査を行いました。

検査実績は表19・20のとおりです。

表19 商品量目立入検査 地域別内訳

区分 検査地域	検査個数	内 訳	
		正量個数	不足個数
京 都 市 (中京区、南区)	391	382	9
亀岡市、南丹市、京丹波町	415	407	8
城陽市、宇治田原町	185	180	5
合 計	991	969	22

表20 商品量目立入検査 品目別内訳

区分 検査品目	京都市内			京都市外			合 計		
	検査 個数	正量 個数	不足 個数	検査 個数	正量 個数	不足 個数	検査 個数	正量 個数	不足 個数
食 肉	117	117	0	182	182	0	299	299	0
食肉加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類	81	81	0	89	89	0	170	170	0
魚介類加工品	27	27	0	64	61	3	91	88	3
野 菜	98	89	9	128	122	6	226	211	15
調理食品	68	68	0	120	116	4	188	184	4
果 実	0	0	0	3	3	0	3	3	0
農産物の漬物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	14	14	0	14	14	0
合 計	391	382	9	600	587	13	991	969	22

2 試買検査

消費者モニターに食料品の買い取りを依頼し、その量目をモニター立会のもとに検査して実態を把握していただくとともに、その結果に基づき指導が必要と認められる販売事業者に対し、立入検査等を実施して正量販売の指導を行いました。

本年度は4地区において、公募方式により消費者モニターの協力を得て実施しました。

検査結果は次のとおりです。

商品分類	正 味 量 表 記 商 品								
	京都市（中京区、南区）			亀岡市、南丹市、京丹波町 城陽市、宇治田原町			計		
	検査 個数	正量 個数	不足 個数	検査 個数	正量 個数	不足 個数	検査 個数	正量 個数	不足 個数
食肉類	44	44	0	26	26	0	70	70	0
魚介類	17	16	1	15	15	0	32	31	1
調理食品	15	15	0	7	7	0	22	22	0
野菜類	19	19	0	12	12	0	31	31	0
その他	71	71	0	44	43	1	115	114	1
計	166	165	1	104	103	1	270	268	2

VI 計量制度の普及啓発事業

1 計量記念日事業

(1) 京都府中小企業関係定例表彰及び京都府計量功労者等表彰

令和6年11月22日ホテルグランヴィア京都において京都府中小企業関係定例表彰及び京都府計量功労者等表彰が行われました。計量の部では、計量功労者1名及び計量管理実施優良事業所1事業所に、京都府知事から表彰状等が授与されました。知事挨拶のあと、来賓から祝辞が述べられました。

受賞者は、次のとおりです。(敬称略)

○計量功労者 1名

発明・考案

浜本 弘 (株式会社島津製作所)

○計量管理実施優良事業所 1事業所

伊丹産業株式会社 京都工場

(2) 啓発・指導

計量普及ポスター、計量標語ステッカーを計量器製造、修理及び計量証明の各事業者、適正計量管理事業所、商工業者団体等に配布し、各事業所、店舗への掲示を依頼することにより計量意識の高揚を図りました。

なお、計量標語は、一般社団法人京都府計量協会により適正計量管理事業所の従業員等から応募のあった作品から優秀作として、製造及び流通事業者向けに各3作品が選定されました。

2 計量教室の開催

本年度4地区で開催した試買検査終了後、計量に対する講話、消費者モニターとの意見交換等を行い、計量教室を開催し計量知識の啓発を行いました。

また、小学生とその保護者を対象に計量検定所の見学とはかり工作の体験等を通して、計量についての理解を深めることを目的に、「夏休み親子計量教室」(京都府・一般社団法人京都府計量協会 共催事業)及び「夏休みものづくり体験教室」を開催しました。

開催日		開催場所	参加者数
7月31日 8月1日	夏休み親子計量教室	京都府計量検定所	30組72人
8月3日	「夏休みものづくり体験教室」 どきどきはかり工作コース	京都府織物・機械 金属振興センター	6組16人

3 消費生活展

市町村等が行う消費生活展に計量コーナーを設け、計量に関するパネルの展示やリーフレットの配布を行うほか、重さ当てクイズを実施するなど計量の普及、啓発を行いました。

消費生活展の開催日と場所は次のとおりです。

開 催 日	開 催 場 所
10月6日	あやべ・日東精工アリーナ

4 講習会への講師の派遣

各種講習会等へ講師を派遣し、適正計量に関する講習等を行いました。

(1) 計量・計測業務担当者のための研修会

主催者；一般社団法人京都府計量協会

実施日；令和6年6月28日

会 場；対面及びWEB会議形式で開催

(2) 計量証明事業者主任計量者（質量）講習会

主催者；一般社団法人京都府計量協会

実 施 日		会 場	参加者数
第1回	令和6年9月18日	京都府計量検定所	8
第2回	令和6年11月19日	舞鶴市内	3
第3回	令和7年2月18日	京都府計量検定所	6

VII 計量関係団体への支援

一般社団法人京都府計量協会は、平成21年1月に任意団体から法人化され、同年4月に京都府が「指定定期（計量証明）検査機関」として指定し、同年5月から京都府の定期検査（計量証明検査）・検定等の業務を受託しています。

同協会は、製造・修理事業者で組織する「計量器工業部会」、販売事業者・適正計量管理事業所で組織する「計量管理部会」、計量士で組織する「計量士部会」、一般計量証明事業者で組織する「計量証明部会」、環境計量証明事業者で組織する「環境計量証明部会」で構成され、協会又は部会独自に次の事業を行っています。

- 法令知識、情報提供のための計量ニュース、会報等の発行
- 家庭用計量器の精度確認
- 計量関係企業の事業場等の見学
- 技術及び法令知識習得のための研修会の開催
- 事業場従業員からの計量標語の募集
- 事業場の優良従業員表彰
- その他計量普及資料の配布
- 計量法の普及啓発事業

京都府では、委託業務に係る指導・監督をはじめとして、協会及び各部会との連携を強めるとともに、これらの事業に対して円滑な運営を図るための支援を行っています。計量関係団体の概要は、次頁のとおりです。

計 量 関 係 団 体 の 概 要

令和 6 年 6 月 1 7 日現在

一般社団法人 京都府計量協会		京都府計量検定所内	TEL (075) 415-3166
理 事 長	増 田 裕 一	(株)島津製作所	CS 統括部部长
副 理 事 長	上 田 明 広	(株)インダ	営業管理部部長
副 理 事 長	荻 野 雅 彦	インダアイテス(株)	執行役員営業推進部部长 兼 統括管理部部長
副 理 事 長	新 井 賢 士	(株)アライの森	代表取締役社長
副 理 事 長	木 村 正 彦	(株)環境総合リサーチ	取締役本社管理本部長
副 理 事 長	山 本 保 雄	日本新薬(株)	サステナビリティ推進部
専務理事兼事務局長	林 稔		
京都府計量証明事業協会		京都府計量検定所内	TEL (075) 415-3166
会 長	新 井 賢 士	(株)アライの森	代表取締役社長
副 会 長	伊 藤 博 永	(株)伊藤商店	代表取締役社長
京都府環境計量証明事業協会		京都府相楽郡精華町光台二丁目 3 番 9	TEL (0774) 41-0200
会 長	木 村 正 彦	(株)環境総合リサーチ	取締役本社管理本部長
副 会 長	今 井 克 浩	(一社)京都微生物研究所	企画戦略室室長

京都府計量検定所

〒602-0918

京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431

TEL (075) 441-8335 FAX (075) 441-8336

E-mail keiryu-shido@pref.kyoto.lg.jp

U R L <https://www.pref.kyoto.jp/keiryu/>